

〈建設キャリアアップシステム登録推進・窓口開設情報 ⑱〉

2018年11月29日

本部建設キャリアアップシステム担当発

1) 秋の企業交渉においてキャリアアップの進捗状況を対話

第15号でゼネコン等8社のシステムの対応の概要を記載しましたが、追加紹介します。大和ハウス、全国8カ所で説明会を終了し準備しているが、運営母体の遅延で困っている。積水ハウス、自社独自データベースで管理しており、対応は未定としているが、「双方にとって良くなっていかないといけないため、検討している最中」と回答しました。

鹿島、「技能者のキャリア・能力を蓄積し、適正に評価することで、担い手の確保、処遇改善につながることを期待している。現場入場時の費用は当然企業側で負担する」と回答。

2) 全建総連中央執行委員会(11/19)で、4月本運用に向けた現場登録対策を示す

全建総連は11月の中執で4月1日の本運用に向けた現場登録対策の方針を次のように確認しました。東京土建としてもこの対策を進める立場で取り組みを推進します。

- ①引き続き組合員(技能者・事業者)にシステムの意義を伝え、登録を呼びかけます。
- ②主要ゼネコンや住宅企業で現場登録が先行することを視野に、受付窓口・認定登録機関の開設をすすめます。(東京土建はリアルタイムで登録可能で、変更登録も行える認定登録機関を開設します。)
- ③登録した技能者の就業履歴が蓄積できるよう、振興基金や組合が作成する資料も活用し、事業者に対する呼びかけや働きかけを強めます。
- ④とりわけ、町場の事業者に対しては、システムの意義とともに運用と荷知用のイメージをつたえる資料や学習会を準備し、普及をすすめます。
東京土建では次の点を重視し、取り組みをすすめます。
- ①建設キャリアアップシステム登録のための説明会を各支部で開催します。
- ②役員がまず登録し、仲間や事業所(とくに建設業許可業者)に登録をすすめます。
- ③事業所の登録後に技能者登録をします。
- ④働く先である事業所の登録と現場での就業履歴蓄積が進んでこそ技能者のキャリアの証明が可能になります。
- ⑤一人親方は事業者として登録し、技能者としても登録します。
- ⑥事業所対策としてCCUS登録、就業規則整備・36協定(時間外・休日労働に関する協定)、働き方改革法施行(2019年4月)を対話材料にして組織拡大と仲間づくりを推進します。
- ⑦CCUSを利用した技能評価制度のなかで、事業所は従業員の社保加入などが評価され、技能者は経験と資格によって技能を評価されるしくみがととのっていきます。
- ⑧建設業は5年後には時間外労働の罰則が適用されますが、1人でも残業のある場合は36協定が必要となります。
- ⑨建設技術サービス業(測量・地質調査、建設コンサル・建築設計等)は一般事業所扱いで、来年から適用となり、早く準備しなくてはなりません。
- ⑩労働条件の良い事業所に労働者が集まっています。零細事業所でも近代的な雇用管理と経営が必要となっており、経営セミナーで事業のスキルアップを進めます。

(以上)